



27 生環第 135 号
平成 27 年 5 月 11 日

長野市廃棄物減量等推進審議会


・ 会 長 富 所 五 郎 様

長野市長 加藤 久雄



一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について（諮問）

一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の適正な額について、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。



諮問の趣旨

本手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを実施しております。

現行一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）処理手数料は、平成 28 年 3 月 31 日をもって3年が経過することから、適正な手数料について、審議会の意見を求めるものです。

また、生活雑排水処理手数料は、平成 26 年 4 月 1 日に改定いたしましたが、下水道接続の促進に向けた利用者負担の在り方を含め、適正な手数料について、審議会の意見を求めるものです。